

枚方市開発事業等の手続等に関する条例

枚方市開発事業等の手続等に関する条例 目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第1条	（目的）	4
第2条	（定義）	4
第3条	（適用範囲）	5
第4条	（本市の責務）	5
第5条	（開発者等の責務）	5
第6条	（まちづくり諸制度の活用）	5

第2章 開発事業に伴う協議

第1節 開発事業に伴う事前協議等（第7条－第9条）

第7条	（開発事業に伴う事前協議）	6
第8条	（一の開発事業とみなされる場合における取扱い）	6
第9条	（開発事業に伴う土地の利用に係る基準）	6

第2節 開発事業の計画の公開等（第10条・第11条）

第10条	（計画の公開）	7
第11条	（計画の説明）	7

第3節 公共・公益施設の整備等に係る協議（第12条－第14条）

第12条	（公共・公益施設の整備等に係る協議）	7
第13条	（公共・公益施設の整備等）	7
第14条	（覚書の交換）	7

第4節 適用除外（第15条）

第15条		8
------	--	---

第3章 建築行為等に伴う協議

第1節 建築行為等に伴う事前協議（第16条）

第16条		8
------	--	---

第2節 建築行為等に伴う事前協議に先立って必要となる協議等（第17条）

第17条		8
------	--	---

第3節 中高層建築物等の建築行為等に伴う協議等（第18条—第22条）

第18条	（中高層建築物等の建築行為等に伴う協議）	10
第19条	（電波障害の防止の措置）	10
第20条	（紛争のあっせん等）	10
第21条	（中高層建築物等の建築行為等に係る計画の公開）	10
第22条	（中高層建築物等の建築行為等に係る計画の説明）	10

第4章 雑則（第23条—第30条）

第23条	（基準の公表）	11
第24条	（報告等）	11
第25条	（立入調査）	11
第26条	（完了検査等）	11
第27条	（公共・公益施設の帰属等）	11
第28条	（指導、勧告及び命令）	11
第29条	（公表）	11
第30条	（委任）	12

附則（抄）

.....	12
-------	----

別表

別表第1	（第2条関係）	13
別表第2	（第12条、第13条、第17条関係）	14

枚方市開発事業等の手続等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市において開発事業等を行う場合における手続、当該開発事業等に伴い開発者等が整備をすべき公共施設、公益施設等の基準その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図り、もって秩序ある調和のとれたまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発事業 次に掲げるものをいう。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第29条第1項に規定する許可を要する行為

ロ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（当該指定の取消しを含む。）を要する土地の区画形質の変更

ハ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為

ニ 都計法第42条第1項ただし書又は都計法第43条第1項の規定による許可を要する行為

(2) 開発者 開発事業を行う者をいう。

(3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。

(4) 中高層建築物 別表第1に掲げる建築物をいう。

(5) 建築行為等 建基法第6条第1項（建基法第87条第1項又は第88条第1項（昇降機に係る部分を除く。）若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を要する行為又は建基法第18条第2項（建基法第87条第1項又は第88条第1項（昇降機に係る部分を除く。）若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する行為をいう。

(6) 確認申請等 建基法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（いずれも建基法第87条第1項又は第88条第1項（昇降機に係る部分を除く。）若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、建基法第18条第2項（建基法第87条第1項又は第88条第1項（昇降機に係る部分を除く。）若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知その他これらに相当する手続として規則で定めるものをいう。

(7) 建築主 建築行為等を行う者をいう。

(8) 開発事業等 開発事業及び建築行為等をいう。

(9) 開発者等 開発者及び建築主をいう。

(10) 公共施設 都計法第4条第14項に規定する公共施設及び上水道並びにこれらの附属施設をいう。

- (11) 公益施設 教育施設、福祉施設、安全施設、消防施設、集会施設、ごみ置場その他地域の事情を考慮して公益上必要な施設及びこれらの付属施設をいう。
- (12) 総合計画 枚方市総合計画策定条例（平成25年枚方市条例第2号）第2条第1号に規定する総合計画をいう。
- (13) 都市計画マスタープラン 都計法第18条の2第1項の規定により定めた本市の都市計画に関する基本的な方針をいう。
- (14) みどりの基本計画 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定により定めた本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいう。
- (15) 枚方市景観基本計画 枚方市景観条例（平成26年枚方市条例第19号）第8条第1項に規定する基本計画をいう。
- (16) 枚方市景観計画 枚方市景観条例第9条第1項に規定する景観計画をいう。
- (17) 共同住宅 1棟の建築物で、複数の戸数を有し、かつ、廊下、玄関ホール等を共用しているものをいう。
- (18) 寄宿舍 主として単身者を居住させることを目的とする施設で、食堂、浴室、談話室等の共同利用施設があるものをいう。
- (19) 葬祭場 業として葬祭を行うことを目的とした施設をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、本市の区域内において行われる開発事業等について適用する。

（本市の責務）

第4条 本市は、第1条に規定する目的を達成するため、開発事業等が行われる場合においては適切な指導及び調整を行い、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、開発事業等に伴って生じる紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

（開発者等の責務）

第5条 開発者等は、開発事業等を行うに際しては、この条例に定めるところにより、本市と協議を行い、当該協議に基づく合意内容を証するために取り交わした文書（以下「覚書」という。）に規定する事項を確実に履行するとともに、良好な都市環境の保全及び形成に努めなければならない。

2 開発者等は、開発事業等を行うに際しては、周辺住民等との紛争が生じないように努めるとともに、当該紛争が生じた場合には、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 第15条各号に掲げる開発事業を行おうとする者は、当該開発事業について市長に通知し、及び協議するとともに、当該開発事業の実施に際しては、この条例の趣旨を遵守するよう努めなければならない。

（まちづくり諸制度の活用）

第6条 本市及び開発者等は、都計法に基づく地区計画、建基法に基づく建築協定その他のまちづくりに係る諸制度を活用して、互いに協力し、将来にわたる適正な土地利用と都市環境の保全を図るものとする。

第2章 開発事業に伴う協議

第1節 開発事業に伴う事前協議等

(開発事業に伴う事前協議)

第7条 開発者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業について、都計法、建基法及び宅地造成等規制法に基づく許可、指定等の申請（以下「関係法令手続」という。）を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。当該協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議（以下「開発事業に伴う事前協議」という。）を開始した日から起算して1年を経過する日以後においても、当該開発事業に伴う事前協議が完了せず、かつ、その進展の見込みがないと認める場合は、当該開発事業に伴う事前協議の申出がなかったものとみなすものとする。

3 開発事業に伴う事前協議は、当該開発事業に伴う事前協議が完了した日から起算して1年を経過する日までに、第12条の規定による協議の申出がない場合は、その効力を失うものとする。

(一の開発事業とみなされる場合における取扱い)

第8条 一団の土地（一体的な利用がなされていた土地及び同一の所有者が所有していた土地をいう。）又は隣接し、若しくは近接する土地において、同時に又は引き続いて行う開発事業（当該土地において、当該開発事業と同時に又は引き続いて行う第17条第1項各号に掲げる行為を含む。）で、全体として、一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれるものについては、一の開発事業とみなして、前条の規定を適用する。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(開発事業に伴う土地の利用に係る基準)

第9条 開発者は、開発事業の計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 当該開発事業の計画の内容が総合計画、都市計画マスタープラン等本市が定める都市計画に係る計画及び施策に沿ったものとする。
- (2) 安全で安心なまちづくりに資するため、開発区域内において、ゆとりのある居住環境と良好な都市環境を確保すること。
- (3) 当該開発事業における土地利用の計画が周辺環境と調和するよう努めること。
- (4) みどりの基本計画の理念に基づき、開発区域内の緑化に努めるとともに、緑のまちづくりの推進を図ること。
- (5) 枚方市景観基本計画及び枚方市景観計画に基づき、良好な景観の形成に努めること。
- (6) 開発区域内に文化財が存する場合は当該文化財を保護するとともに、開発区域内の歴史的環境の保全に努めること。
- (7) 道路における安全かつ円滑な通行を阻害することがないように開発区域内の予定建築物に応じて、自動車、自転車等の駐車場所を確保すること。
- (8) 開発事業によって影響を受けるおそれがある区域にがけ面が存する場合は、擁壁の設置等がけ崩れの防止のために必要な措置を講ずること。

2 市長は、前項各号に掲げる事項につき、その基準を定めるものとする。

第2節 開発事業の計画の公開等

(計画の公開)

第10条 開発者は、開発事業に伴う事前協議の申出を行った後直ちに、当該開発事業の計画の周知を図るため、開発区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の概要を示す標識を設置しなければならない。

2 開発者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(計画の説明)

第11条 開発者は、開発事業に伴う事前協議の申出を行ったときは速やかに、開発区域の周辺住民に対し、当該開発事業の計画の内容について具体的かつ平易に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 開発者は、前項の規定により開発区域の周辺住民に対する説明を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第3節 公共・公益施設の整備等に係る協議

(公共・公益施設の整備等に係る協議)

第12条 開発者は、開発事業に伴う事前協議が完了した後、関係法令手続を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、別表第2に規定する事項につき、市長、教育委員会及び上下水道事業管理者並びに枚方寝屋川消防組合管理者（以下「市長等」と総称する。）と協議しなければならない。

(公共・公益施設の整備等)

第13条 開発者は、別表第2に定めるところにより、開発事業の施行に際して必要となる公共施設及び公益施設（以下「公共・公益施設」という。）を整備し、及びその用地等を確保し、並びに開発区域内の良好な都市環境の形成を図らなければならない。

2 市長は、別表第2に定める公共・公益施設の整備等の内容につき、その基準を定めるものとする。

(覚書の交換)

第14条 市長等及び開発者は、第12条の規定による公共・公益施設の整備等に係る協議（以下「公共・公益施設の整備等に係る協議」という。）が完了したときは、当該協議の内容について覚書を交換するものとする。

2 開発者は、前項の規定による覚書の交換後、当該覚書に記載する事項について変更しようとする場合は、当該変更事項につき、再度、公共・公益施設の整備等に係る協議を行わなければならない。ただし、当該変更事項が特に軽微であると市長等が認めたときは、この限りでない。

3 開発者は、第1項の規定による覚書を交換した日から起算して1年を経過する日以後においても、当該開発事業に着手せず、かつ、その進展の見込みがないと市長が認める場合は、再度、公

共・公益施設の整備等に係る協議を行わなければならない。

- 4 市長等は、第1項の規定による覚書の交換後、当該開発区域の周辺状況の変化等により特に必要があると認める場合は、開発者に対し、再度、公共・公益施設の整備等に係る協議を行うよう求めることができる。
- 5 第1項の規定による覚書の交換の日以後において当該覚書に係る開発事業を承継した開発者は、市長等の承認を得て、当該覚書を承継することができる。

第4節 適用除外

第15条 次の各号に掲げる開発事業については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 都計法第12条第1項各号に掲げる事業
- (2) 災害その他非常の場合に対処するために必要な応急措置として行われる事業

第3章 建築行為等に伴う協議

第1節 建築行為等に伴う事前協議

第16条 建築主は、建築行為等を行おうとするときは、確認申請等を行う前（これに際して建基法その他の法律の規定による許可及び認定のうち規則で定めるものが必要となる場合は、当該許可及び認定の申請を行う前）に、規則で定めるところにより市長に申し出て、当該建築行為等について市長と協議しなければならない。

- 2 建築主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、再度、市長と前項の規定による協議（以下「建築行為等に伴う事前協議」という。）を行わなければならない。
 - (1) 建築行為等に伴う事前協議が完了した日から確認申請等を行う日（これに際して建基法その他の法律の規定による許可及び認定のうち規則で定めるものが必要となる場合は、当該許可及び認定の申請を行う日）までの間に、当該建築行為等に伴う事前協議の内容を変更しようとする場合（当該変更の内容が特に軽微であると市長が認めた場合を除く。）
 - (2) 建築行為等に伴う事前協議を開始した日から起算して1年を経過する日以後においても、当該建築行為等に伴う事前協議が完了せず、かつ、その進展の見込みがないと市長が認める場合

第2節 建築行為等に伴う事前協議に先立って必要となる協議等

第17条 建築主は、次の各号に掲げる行為であって、建築行為等であるものをしようとする場合は、建築行為等に伴う事前協議の申出を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、当該行為の計画について市長と協議しなければならない。ただし、開発事業に伴う事前協議及び公共・公益施設の整備等に係る協議又は第5条第3項の規定によりこれらと同等の協議が完了している場合は、この限りでない。

- (1) 共同住宅若しくは寄宿舍（いずれも規則で定める建築物を除く。以下同じ。）を新築し、又は建築物の用途を変更して共同住宅若しくは寄宿舍とする行為
- (2) 3,000平方メートル以上の土地に建築物を建築する行為（規則で定める場合を除く。）
- (3) 規則で定める道路に接する土地について、新たに土地の区画を変更して建築物を新築する行

為（前2号に規定する行為と併せて行う場合を除く。）その他良好な周辺環境の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為

- 2 建築主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、再度、市長と前項の規定による協議（以下「共同住宅等の建築等に伴う協議」という。）を行わなければならない。
 - (1) 共同住宅等の建築等に伴う協議が完了した後、当該共同住宅等の建築等に伴う協議の内容を変更しようとする場合（当該変更の内容が特に軽微であると市長が認める場合を除く。）
 - (2) 共同住宅等の建築等に伴う協議を開始した日から起算して1年を経過する日以後においても、当該共同住宅等の建築等に伴う協議が完了せず、かつ、その進展の見込みがないと市長が認める場合
 - (3) 共同住宅等の建築等に伴う協議が完了した日から起算して1年を経過する日までに、建築行為等に伴う事前協議を行わなかった場合
- 3 第8条の規定は、共同住宅等の建築等に伴う協議について準用する。この場合において、同条中「開発事業（当該土地において、当該開発事業と同時に又は引き続いて行う第17条第1項各号に掲げる行為を含む。）」とあるのは「第17条第1項に規定する行為」と、「一の開発事業」とあるのは「一の行為」と、「前条」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項に規定する行為をしようとする建築主（以下「共同住宅等の建築主」という。）は、当該行為の計画を作成する場合においては第9条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項の規定に基づく基準のうち良好な周辺環境及び生活環境の形成上市長が必要と認める事項及び基準について考慮するとともに、共同住宅等の建築等に伴う協議において別表第2に定めるところにより当該行為に伴い必要となる公共・公益施設を整備し、及びその用地等を確保するよう努めなければならない。
- 5 市長等及び共同住宅等の建築主は、共同住宅等の建築等に伴う協議が完了したときは、当該協議の内容について必要に応じて覚書を交換するものとする。
- 6 共同住宅等の建築主は、前項の規定により覚書を交換した場合において、当該覚書に記載する事項について変更しようとする場合は、当該変更事項につき、再度、市長等と協議を行わなければならない。ただし、当該変更事項が特に軽微であると市長等が認めたときは、この限りでない。
- 7 共同住宅等の建築主は、共同住宅等の建築等に伴う協議の申出後、第10条第1項及び第11条第1項の規定に準じて、第1項に規定する行為の計画を公開し、並びに当該計画の内容について説明を行わなければならない。
- 8 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前項の規定により共同住宅等の建築主が計画の公開及び計画の説明を行った場合について準用する。

第3節 中高層建築物等の建築行為等に伴う協議等

(中高層建築物等の建築行為等に伴う協議)

第18条 中高層建築物（増築により中高層建築物となる建築物を含む。以下この節において同じ。）又は葬祭場（規則で定める地域にあるものに限る。）、ぱちんこ屋若しくは周辺環境若しくは生活環境に影響を及ぼすものとして規則で定める建築物（用途を変更してこれらの建築物となるものを含む。）（以下この節において「中高層建築物等」という。）の建築主は、前条の規定による協議のほか、建築行為等に伴う事前協議の申出を行う前に、規則で定めるところにより市長に申し出て、中高層建築物等の建築行為等に係る計画について市長と協議しなければならない。

2 中高層建築物等の建築主は、前項の規定による協議について、前条第2項各号に規定する事由と同様の事由に至ったときは、再度、市長と前項の規定による協議を行わなければならない。

(電波障害の防止の措置)

第19条 中高層建築物のうち規則で定める高さの建築物の建築主は、当該建築物によるテレビジョン受信に係る障害が発生するおそれがある地域の住民に対し、当該障害を防止するための措置について事前に協議するとともに、規則で定めるところにより、当該措置の内容について市長に届け出なければならない。

(紛争のあっせん等)

第20条 枚方市住み良い環境に関する条例（昭和49年枚方市条例第1号）第54条の規定に基づき設置される委員は、中高層建築物等の建築行為等につき、中高層建築物等の建築主と周辺住民との間に紛争が生じたときは、当該紛争についてあっせん又は調停に当たるものとする。

(中高層建築物等の建築行為等に係る計画の公開)

第21条 中高層建築物等の建築主は、第18条第1項の規定による申出を行った後直ちに、当該中高層建築物等の建築行為等に係る計画の周知を図るため、当該計画に係る土地内の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の概要を示す標識を設置しなければならない。ただし、第10条第1項（第17条第7項の規定により準ずる場合を含む。）の規定により標識を設置している場合は、この限りでない。

2 中高層建築物等の建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(中高層建築物等の建築行為等に係る計画の説明)

第22条 中高層建築物等の建築主は、第10条第1項（第17条第7項の規定により準ずる場合を含む。）又は前条第1項の規定により標識を設置したときは、直ちに、周辺住民に対し、当該中高層建築物等の建築行為等に係る計画並びに日影障害及び電波障害の影響について具体的かつ平易に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 中高層建築物等の建築主は、前項の規定により周辺住民に対する説明を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第4章 雑則

(基準の公表)

第23条 市長は、第9条第2項及び第13条第2項の規定により基準を定めたときは、当該基準（以下「この条例に基づき市長が定める基準」という。）を公表するものとする。

(報告等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、開発者等又はその工事請負人若しくは工事監理者に対し、当該開発事業等に関する事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に開発区域又は建築物内に立ち入らせて必要な事項を調査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に求められたときは、これを提示しなければならない。

(完了検査等)

第26条 開発者等は、この条例に定めるところにより、公共・公益施設を整備し、又はその用地を確保した場合は、規則で定めるところにより市長に届け出るとともに、市長等の完了検査を受けなければならない。

2 開発者等は、前項の完了検査を受ける前に、規則で定めるところにより、市長等の中間検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による検査に合格したときは、その旨を開発者等に通知するものとする。

(公共・公益施設の帰属等)

第27条 開発者等は、覚書に基づき整備した公共・公益施設及び確保した用地の帰属、寄付等について市長等と協議しなければならない。

2 開発者等は、前項の規定に基づき帰属、寄付等をした公共・公益施設の工事に係る^かし^との保証について市長等と協議しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第28条 市長は、この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又はこの条例に基づき市長が定める基準を遵守しない開発者等に対し、必要な措置をとることを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

(公表)

第29条 市長は、開発者等が前条の規定による勧告又は命令に従わなかったときは、当該開発者等の氏名又は名称、勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、開発者等の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ当該開発者等に当該公表の内容及び理由を通知し、開発者等に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、開発者等が前項の規定により意見を述べたときは、第1項の規定に基づく開発者等の氏名等の公表に際し、当該意見の要旨も併せて公表しなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則〔平成17年6月27日枚方市条例第46号〕

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成17年規則第52号で、同年12月1日から施行〕

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に、この条例の規定に基づく協議に相当する協議（枚方市環境影響評価条例（平成4年枚方市条例第29号）の規定による環境影響評価を要する場合にあっては、環境影響評価準備書の提出）が完了している開発事業等については、開発区域の周辺状況の変化、開発関係法令の改正等により特に必要があると認められる場合を除き、この条例の規定の全部又は一部を適用しないものとする。

(枚方市住み良い環境に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市住み良い環境に関する条例の一部を次のように改正する。

次のよう 〔略〕

附 則〔平成22年12月9日枚方市条例第36号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年6月25日枚方市条例第11号抄〕

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則〔令和3年9月15日枚方市条例第36号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条及び第8条並びに第3章の規定は、この条例の施行の日以後に開始した協議について適用し、同日前に開始した協議については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区 分	高さ又は階数の要件
第一種低層住居専用地域及び 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3以上の建築物
その他の用途地域	高さが10メートルを超える建築物

備考 この表における高さの算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項の規定によるものとする。

別表第2（第12条、第13条、第17条関係）

項 目	整 備 内 容
道路等に関する事項	(1) 開発区域の規模及び地形に応じた適正な道路の整備 (2) 開発事業の施行に伴い、開発区域の内外に道路の配置（既存の道路の改良を含む。）をしようとする場合における歩行者の動態、通行車両の種類、交通量等を勘案した交通安全の確保に配慮した配置 (3) 開発区域周辺の状況等に応じたガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備
公園及び緑地に関する事項	開発区域の規模及び予定建築物の用途に応じた公園及び緑地の整備
排水施設に関する事項	(1) 開発区域の規模及び地形並びに予定建築物の用途から想定される汚水及び雨水が有効に排出することができる排水施設の設置 (2) 開発区域内からの汚水及び雨水の排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害の防止を考慮した排水施設（開発区域外にある放流先の既設の排水施設を含む。）の整備又は改修
上水道施設に関する事項	(1) 開発区域の規模及び地形並びに予定建築物の用途に応じた適正な上水道施設の設置 (2) 開発区域に至る配水管の設置又は開発事業により既設の上水道施設の機能に支障をきたすと上下水道事業管理者が認める場合における配水管及び既設の上水道施設の整備
ごみ置場等に関する事項	開発区域内で発生が想定されるごみの量に応じた必要なごみ置場等の設置
集会施設に関する事項	住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとする場合における開発事業の規模に応じたコミュニティ活動の用に供する集会施設の開発区域内への設置
消防施設に関する事項	開発区域内における消防活動を行う上で必要な消火栓、防火水槽等の設置
教育施設に関する事項	住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとする場合における開発区域内の幼児、児童及び生徒の市立小学校及び中学校への就学に与える影響に応じた教育施設の整備
保育所用地に関する事項	住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとする場合における開発事業の規模に応じた保育所の用地の確保
生活環境に関する事項	(1) 開発区域が公共下水道の供用告示区域外である場合におけ

る開発区域内の予定建築物から排出されるし尿及び雑排水の適切な方式による処理に係る必要な措置

(2) 住民、歩行者等の夜間の安全を確保するための周辺の状況に応じた防犯灯の整備

